

パブリック・コメント

市民のみなさん
のお声を、お聴
かせください。

募集期間

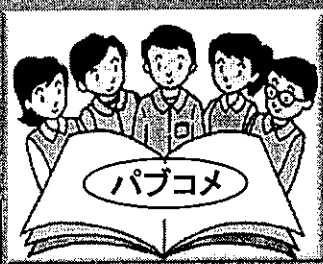
平成28年(2016年)
2月16日(火)まで

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう
という制度です。(宝塚市市民パブリック・コメント条例)

— 住まいと住環境 — 住み続けたい、住みたいまち宝塚 豊かな住生活の実現に向けて

新しい「宝塚すまい・まちづくり基本計画 (住宅マスタープラン)」(案)

について、市民のみなさんからのご意見
を募集しています。



(お問合せ先)
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所 都市整備部 建築住宅室 住まい政策課
Tel 0797-77-2018 Fax 0797-74-8997



宝塚すまい・まちづくり基本計画(住宅マスタープラン)(案)への意見募集について

1 宝塚すまい・まちづくり基本計画(住宅マスタープラン)とは

「第5次宝塚市総合計画」の分野別計画の一つであり、住宅・住環境を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズの多様化などを背景に、住宅政策のあり方と効率的、効果的な施策展開を図る指針を示したものです。

本年度、現計画(計画期間:平成18年度(2006年度)~平成27年度(2015年度))が最終年度を迎えることから、これまでの施策の取り組み状況について総合的な点検、評価を行い、住まい・まちづくりに係る課題を整理し本市に合った住宅政策の推進を図るため、新たに平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)の10年間を期間とした計画を策定するものです。

2 宝塚すまい・まちづくり基本計画(住宅マスタープラン)(案)策定の経過

この計画(案)の策定にあたり、平成27年(2015年)8月、宝塚市住宅マスタープラン検討委員会に計画策定に関し諮問し、知識経験者3人、関係行政機関等の職員3人、公募による市民2人の合計8人の委員で4回の審議が行われました。

また、平成27年(2015年)7月に関係各課の職員8名による庁内作業部会を設置し、2回の作業部会を開催し、施策の取り組み状況についての検証などにより計画原案の作成と検討委員会の支援を行いました。

3 宝塚すまい・まちづくり基本計画(住宅マスタープラン)(案)の構成

表紙・目次

第1章 計画の策定にあたって

第2章 宝塚市の住宅事情

第3章 宝塚市の住まい・まちづくりの課題

第4章 基本理念と目標

第5章 住宅施策の展開

4 宝塚すまい・まちづくり基本計画(住宅マスタープラン)(案)のポイント

現行の計画は平成18年度(2006年度)に策定され、これまで総合的かつ長期的な視点から住宅政策を展開してきましたが、近年の人口増加の行き止まり、少子高齢化の進行、居住ニーズの多様化などの社会情勢の変化に対応するため、宝塚市の実情に即した計画の見直しを行います。

なお、策定にあたっては、「兵庫県住生活基本計画」などの広域計画に留意し、「たからづか都市計画マスタープラン 2012」、「ゴールドプラン 21 宝塚」などの本市の関連計画の内容を踏まえ、宝塚市の“魅力と個性”を活かし、市民が「これからも住み続けたい」、また市外の人が「住みたい」と思うまちを目指した計画とします。

5 意見募集の目的

宝塚すまい・まちづくり基本計画（住宅マスタープラン）（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、宝塚すまい・まちづくり基本計画（住宅マスタープラン）（案）に市民の皆様からの御意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚すまい・まちづくり基本計画（住宅マスタープラン）（案）に対する意見募集
- ② 宝塚すまい・まちづくり基本計画（住宅マスタープラン）（案）の概要
- ③ 宝塚すまい・まちづくり基本計画（住宅マスタープラン）（案）
- ④ 別紙「意見提出用紙」

6 宝塚すまい・まちづくり基本計画（住宅マスタープラン）（案）の公表方法について

市ホームページ（<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>）の都市整備部 建築住宅室 住まい政策課のページのほか、市役所住まい政策課（2F）、市民相談課（1F）、各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。

7 意見の募集期間

平成 28 年（2016 年）1 月 18 日（月）から平成 28 年（2016 年）2 月 16 日（火）まで

8 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に、氏名、住所、電話番号、市内に在勤・在学の方は会社名・学校名などを明記し、見直し案に関する御意見を記載したうえで、市役所住まい政策課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内に御提出ください。ただし、郵送の場合は、平成 28

年(2016年)2月16日(火)必着とします。

なお、電話などによる口頭での意見提出はできません。

また、提出いただいた御意見に対し、個別の回答はしませんので御了承ください。

9 提出先・問い合わせ先

〒665-8665

(住所記載不要)「宝塚市役所 都市整備部 建築住宅室 住まい政策課」

電話番号 0797-77-2018

ファクシミリ 0797-74-8997

電子メールアドレス

m-takarazuka0091@city.takarazuka.hyogo.jp (H28.1.31まで)

m-takarazuka0091@city.takarazuka.lg.jp (H28.2.1以降)

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号

(住まい政策課は市役所2階です。)

10 意見の公表方法

御提出いただいた御意見(パブリック・コメント)については、個人、法人などの権利利益を害するおそれのある情報(住所、氏名等)を除き、その全体を取りまとめた上で、御意見の採否及び市の考え方とともに、市ホームページで公表するほか、市役所住まい政策課(2階)、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。



別紙「意見提出用紙」

宝塚すまい・まちづくり基本計画（住宅マスタープラン）（案）に対する御意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。 この枠内の情報は公表しません。

【御意見】

※ 該当する項目を選んでください。御意見は、1枚につき1項目でお願いします。

用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

宝塚すまい・まちづくり基本計画（住宅マスタープラン）（案）の全般に関すること

特定の部分に関すること

_____ページの_____行目からの部分

【意見締切り】平成28年（2016年）2月16日（火）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 都市整備部 建築住宅室 住まい政策課

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

TEL：0797-77-2018 FAX：0797-74-8997

E-mail：m-takarazuka0091@city.takarazuka.hyogo.jp（1月31日まで）

m-takarazuka0091@city.takarazuka.lg.jp（2月1日から）

※御意見・御提案・氏名・住所・電話番号等につきましては、他の目的に利用・提供しないとともに、厳正に管理します。（住まい政策課は、市役所2階です。）

